

令和5年10月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告（１）

令和５年９月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 渡部正七議員からの「６月定例会でも質問したが、Ａコース斜面崩落箇所は、依然放置された状態だ。Ａコースについては、斜度がきつく盛土をしても再度崩れる危険があるため、利用者の安全確保できる方法を検討しているとの回答だったが、多くの利用者が早期の復旧を望んでおる中、どのような検討を行ったのか伺う。」という質問に対して

「現在、新庄市民スキー場の運営については、平成３０年８月の豪雨により、全部で３コースあるうち、Ａコースの一部が崩落したため、ＢコースとＣコースの２コースで営業を行っている。

Ａコースの復旧については、対応を検討しているが、盛土等によって再度、崩落する危険性もあり、抜本的な対策を講じるには、多額の費用になることが想定されている。

市民スキー場においては、この他にも施設運営に欠かせないペアリフトや圧雪車の維持管理費用、グレンデ照明のＬＥＤ化工事等も控えているため、Ａコースの復旧については施設全体の管理運営を踏まえて、引き続き検討していきたい。」と答弁した。

- （２） 小嶋富弥議員からの「文科省は７月に生成ＡＩの小中高向けのガイドラインを全国の教育委員会に通知したとある。教育委員会として、ガイドラインに対しての見解を伺う。」という質問に対して

「本年７月に文部科学省から教育現場におけるガイドラインが示された。ガイドラインでは、生成ＡＩで作成されるものは参考のひとつにすぎないことを十分に認識する必要があることが示されており、学校における情報教育において、昨年度より配置しているＩＣＴ支援員を活用して、生成ＡＩについての知識や情報について、教職員研修を充実させていきたい。

今後も、学校教育における生成ＡＩの活用や児童生徒の使用について引き続き調査、研究をしていきたい。」と答弁した。

- （３） 山科正仁議員からの「国により急速に推進されているデジタル化により、ICTやAIの活用が教育現場でも進んでいる。教師の指導力、児童

生徒の理解力等により学力面での格差が生じることが懸念されるが、当市におけるデジタル教育の今後の方向性を伺う。」という質問に対して

「本市では、昨年度よりICT支援員を市内小中義務教育学校に配置し、ICTを活用した授業支援や研修等のサポートを通して、教員のスキル向上や児童生徒の情報活用能力の育成を行っている。また、市教育研究所のICT委員会においても、ICTを活用した授業づくりや、ICT支援員の有効的な活用方法についての情報交換を行い、各学校で様々な実践ができるようにしている。

今後の方向性については、児童生徒の資質・能力の育成につながるような授業づくりを基盤として、その中でICTをいかに効果的に使うか、といった視点での活用と支援を進めていく。また、市内小中義務教育学校においては、現在も情報モラルやSNSの利用のしかたなどの情報教育に力を入れているところであるが、生成AIなどの技術革新やサービス開発が飛躍的なスピードで進展していることを勘案し、より一層の充実が図れるよう、取り組みを検討していく。」と答弁した。

次に「萩野学園にて公開授業研究会および講演会が行われた。講師を務めていただいた文部科学省大臣官房審議官安彦氏は鮭川村出身であり、初中等教育に精通した国の事務方が最上郡の出身であることを誇りに思う。この度の安彦氏の講演内容を当市の初中等教育に生かすにはどのような取り組みが必要であるかを伺う。」という質問に対して

「安彦氏には、『これからの学校教育に期待すること～義務教育学校（小中一貫教育）の可能性～』というテーマでご講演いただいた。はじめに本市が実践している小中一貫教育に求められている背景や成果について整理いただいた。また、現在の学習指導要領を制定した背景についてご説明いただき、現在の諸課題への対応のみならず、将来を見据えた教育を行う必要性について改めて考える機会となった。

今後の取り組みとして、現在、本市でも課題となっている「読解力」を高めるための学力向上に向けて、学校訪問での授業づくりの指導や、「読解力」に重点を置いた評価問題の実施等行っていく。また、市内全ての小中義務教育学校でスタートしている学校運営協議会では、保護者や地域の方がより学校運営に参画できるような連携を進めるとともに、児童生徒も教育活動の中で地域に出て、自分が地域の役に立ったと思える経験を積ませていくことで、自己肯定感を高めていきたい。

児童生徒が10年後、20年後の社会で生き抜いていけるように、

日々の教育活動の中での育成を目指していきたい。」と答弁した。

- (4) 佐藤悦子議員からの「教職員の負担軽減のため、給食費を公会計化すべきではないか。また、有機農産物を活用。学校給食の完全無償化をどう考えているか。」という質問に対して

「初めに給食費の公会計化についてだが、文部科学省の調査によると、令和4年度に学校給食費の徴収・管理を地方公共団体の業務として実施している自治体は34.8%となっている。給食費の公会計化を実施するためには、業務システムの導入、会計処理や徴収管理、給食物資の調達方法など様々な課題の整理、検討が必要になる。引き続き、先進事例を参考にしながら調査研究を進めていく。

次に有機農産物の活用についてだが、一部の学校においては、地場産の有機農産物を学校給食に取り入れており、今後も可能な範囲で活用していく。

次に学校給食費の無償化についてだが、経済的に困窮した世帯に対しては、就学援助費の支給により保護者の負担が生じないように配慮している。さらに保護者の経済的負担軽減のため、第3子以降無償化や第2子半額免除、第1子への一部補助を実施している。あわせて今年度は、国の交付金を活用し、物価高騰による給食費増額分の補助も実施している。引き続き、国の動向を注視しながら、無償化を含めた学校給食費に対する支援について検討していく。」と答弁した。

また、「地元に戻ってきた若者が奨学金返済に苦しんでいる。そういう方に、新たに市独自に支援することはどうか。」という質問に対して

「本市では、現在2つの奨学金返還支援事業を実施している。

1つ目は、『やまがた就職促進奨学金返還支援事業』であり、要件を満たした場合、最大月額26,000円までの範囲で4年間、奨学金の返還を支援する制度である。

2つ目は、『ふるさと創生人材確保事業』であり、要件を満たした場合、奨学金の半額を免除する制度である。

いずれの事業も、次世代を担う若者の地元定着を目的とし、地元への居住、就業を後押しすることにより、将来有望な人材を確保、育成する上で有益な事業であると考えている。

本市において、現段階では、奨学金返還にかかる市独自の新たな支援策は考えていないが、現在ある制度を有効に活用して、返還支援につな

げていきたい。」と答弁をした。

- (5) 山科春美議員からの「今年の夏は、災害級の暑さと言われ当市においても、真夏日の年間日数が観測史上最多を更新したと報道があった。連日、デジタル防災無線で熱中症警戒アラート発令がなされ注意喚起が行われたが、当市の教育現場での熱中症対策等について伺う。

- ・児童生徒が熱中症で体調を崩した報告件数について（軽症・中等症・重症それぞれいくつか）
- ・ガイドラインに定めている「暑さ指数」の測定・判断について
- ・熱中症を減らす対策や指導について（登下校、部活動、野外活動など）
- ・課題は何か。」という質問に対して

「初めに、教育現場における熱中症の報告件数についてだが、各校から報告される「熱中症受診者調査」では、今年度4月から9月までの6か月間で、学校管理下において熱中症で医療機関にかかった児童生徒数は、小学校で3名、中学校で4名である。全員が中等症と診断され、そのうち1名は1日の入院治療を行っているが、全員が無事に回復に至っている。

次に『暑さ指数』についてだが、本市では、これまでも部活動ガイドラインなどに熱中症対策について対応を示してきたが、本年8月に、さらに教育活動全般での対応を的確かつ円滑に推進するため、「新庄市立小中義務教育学校熱中症対策ガイドライン」を策定した。そのガイドラインに基づいて、体育の授業や運動会、校外活動、部活動において、定期的に暑さ指数を計測し、これらの数値を熱中症予防運動指針と照らし合わせて活動の可否や内容の調整について判断している。

次に、熱中症対策だが、本市ガイドラインに基づき、授業や体育、部活動時において適度な休憩を設け、水分を補給するなどの予防対策を実施するとともに、生徒一人ひとりの体調を適時確認している。

課題としては、教員が、個人の体調や体力差、運動時の服装など暑さ指数以外の留意点を考慮し、活動の可否の判断をしていく意識をさらに高めていくことが重要であると考えている。

教職員と保護者が、改めて熱中症は命に係わる病気であることを認識し、予防対策を徹底するとともに適切な対応ができるよう努めていく。」と答弁した。

- (6) 亀井博人議員からの「東北専門職大学と小中高校との教育連携について伺う」という質問に対して

「本市では、市内小中義務教育学校において、地域とともにある学校づくりを進めることとして、地域と連携したふるさと学習を行ってきた。これまでも、総合的な学習のなかで、升形小学校においては、農林大学校と農業の交流学习を行ったり、本合海小学校では神室産業高等学校の生徒と一緒に地元の伝承野菜の栽培を行い、育てた野菜の販売を行ったりなど、大学生、高校生と小中学生が地域や学校と連携しながら活動を行っている。

来春開学予定の農林専門職大学については、詳しいカリキュラムがまだ示されていないが、今後、小中義務教育学校の総合的な学習等において、農業体験など、農林専門職大学とどのような連携が可能か検討していきたい。」と答弁した。

- (7) 高橋富美子議員からの「児童生徒が学校や家庭での悩み事を電話や対面で相談するにはハードルが高いと言われている。そこで GIGA スクール構想に基づき、1人に1台配布されているタブレット端末を活用し、専用フォームに入力することで、市の教育相談員と児童生徒が対面でメッセージをやりとりできる、相談窓口を開設できないかと考えるのがいいか。」という質問に対して

「現在、本市に設置している教育相談室では、教育相談員3名体制で主に小中義務教育学校に通う子どもや、その保護者を対象とした電話相談を受けている。令和4年度において、保護者や児童生徒との電話相談は172件であった。しかしながら、児童生徒本人からの直接の電話相談や、来所しての相談は1件もなく、悩みを抱える児童生徒が利用しやすい相談体制の整備が必要であると認識している。実際に、学校では、不登校傾向で欠席している児童生徒と教員が、タブレットのアプリにあるチャット機能を通してやりとりをしているので、今後、タブレット端末を活用した相談窓口について、相談員の体制や相談窓口専用フォームの作成など、課題を整理しながら調査研究をしていきたい。」と答弁した。

次に、「健やかな心の成長を育むとともに、更なる読書習慣へつながるきっかけづくりとなるよう、就学時検診の際に「ブックスタート」のフォローアップとして、セカンドブック事業を実施し、絵本を贈呈してはどうか。」という質問に対して

「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものである。

本市では、新庄市子ども読書活動推進計画に基づき、4カ月検診に絵本を2冊プレゼントする『ブックスタート事業』を実施している。これに加え、毎週水曜日に実施する『あかちゃんタイム』や図書館ボランティアサークルによる読み聞かせ会『えほんぱーく』、子育て支援センターとの連携で実施する『親子でえほんライブラリー』など、ブックスタートのフォローアップ事業も実施している。

議員ご提案の『セカンドブック事業』については、他自治体において実施されていることは把握しており、子どもたちの豊かな感性を育て、読書への関心を高めるために有効なものであると捉えているので、今後、検討していきたい。」と答弁した。

最後に「今夏、県内の学校で発生した熱中症による死亡事故や救急搬送の報道があった。それを受け、小中学校、義務教育学校の体育館は避難所にも指定されていることから、エアコンの設置は急務と考えるが今後の対応を伺う。」という質問に対して

「学校生活における児童生徒の熱中症を防止するため、本市においては『新庄市立小中義務教育学校熱中症対策ガイドライン』に基づき、計測した『暑さ指数』によって『運動の中止』や『激しい運動は避ける』など、客観的な判断のもと、活動を制限することを各校において徹底している。

体育館へのエアコン設置については、山形県の冷房機器導入支援事業の活用も考慮しながら、学校として必要とする整備の優先度や財源確保など、総合的に判断して検討していきたい。」と答弁した。

議案第38号

令和5年度9月補正予算に係る臨時代理の承認について

令和5年度9月新庄市一般会計（教育費）補正予算の要求について、次のとおり提案した。

歳入

(単位：千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳	
15- 2- 8	教育費国庫補助金	120,504	201	120,705	登録有形文化財建造物修理等事業費補助金	201
16- 2- 1	総務費県補助金	332	32	364	山形県市町村総合交付金 (県指定史跡等事務費)	32
16- 2- 7	教育費県補助金	13,493	△ 2,731	10,762	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	5
					学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金	△ 2,736
18- 1- 3	教育費寄附金	0	1,000	1,000	スポーツ振興費寄附金	1,000
22- 1- 6	教育債	777,200	△ 71,400	705,800	社会教育施設改修事業債	△ 71,400
計		911,529	△ 72,898	838,631		
補正要求のなかった 款項目に係る額		23,601		23,601		
計		935,130	△ 72,898	862,232		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 1- 2	事務局費	205,869	△ 5,714	200,155				△ 5,714
10- 1- 3	教育指導費	107,540	2,738	110,278	5			2,733
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	298,122	8,184	306,306				8,184
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	120,797	△ 1,542	119,255				△ 1,542
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	102,805	△ 5,726	97,079				△ 5,726
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育学校)	158,837	4,031	162,868				4,031
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育学校)	34,207	259	34,466				259

歳出

(単位：千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 5- 1	社会教育総務費	63,835	△ 10,272	53,563	△ 2,736			△ 7,536
10- 5- 2	市民プラザ費	50,295	321	50,616				321
10- 5- 3	公民館費	14,482	179	14,661				179
10- 5- 4	図書館費	51,769	856	52,625				856
10- 5- 5	市民文化会館費	126,351	△ 32,459	93,892		△ 24,500		△ 7,959
10- 5- 6	文化財保護費	86,088	△ 1,152	84,936	233			△ 1,385
10- 5- 8	ふるさと歴史セ ンター費	117,678	△ 13,630	104,048		△ 46,900		33,270
10- 5- 9	雪の里情報館費	23,022	336	23,358				336
10- 5-10	わくわく新庄費	22,496	660	23,156				660
10- 5-11	社会体育費	49,549	8,155	57,704			1,000	7,155
10- 5-12	体育施設費	137,897	11,153	149,050				11,153
10- 5-13	山屋セミナーハ ウス費	10,157	874	11,031				874
計		1,781,796	△ 32,749	1,749,047	△ 2,498	△ 71,400	1,000	40,149
補正要求のなかった 款項目に係る額		787,542		787,542				
計		2,569,338	△ 32,749	2,536,589				

令和5年度9月補正予算 教育総務課要求内容

歳入 なし

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 1- 2	事務局費	△ 5,714	教育長給与費	23
			職員給与費	△ 5,694
			会計年度任用職員報酬	114
			会計年度任用職員手当	△ 157
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	8,184	会計年度任用職員報酬	△ 51
			会計年度任用職員手当	△ 6
			修繕料 緊急修繕	2,004
			委託料 旧北辰小学校廃棄物収集運搬処理 業務委託	5,621
			施設管理業務委託料 伐採等業務委託	616
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	△ 5,726	職員給与費	△ 5,736
			会計年度任用職員報酬	9
			会計年度任用職員手当	1
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育 学校)	4,031	職員給与費	2,631
			会計年度任用職員報酬	△ 52
			会計年度任用職員手当	△ 84
			修繕料 明倫学園体育館雪囲い金物設置修 繕 萩野学園職員女子トイレ等換気扇 交換修繕 明倫学園外部投光器回路振分修繕	1,536
計		775		

令和5年度9月補正予算 学校教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
16-2-7	教育費県補助金	5	地域ぐるみの学校安全体制整備推進 事業費補助金	5
計		5		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10-1-3	教育指導費	2,738	会計年度任用職員報酬	2,498
			会計年度任用職員手当	244
			保険料	△ 4
10-2-3	学校保健費 (小学校)	△ 1,542	学校医等報酬	254
			会計年度任用職員報酬	31
			会計年度任用職員手当	3
			消耗品費	△ 1,830
10-4-3	学校保健費 (小学校)	259	会計年度任用職員報酬	225
			会計年度任用職員手当	34
計		1,455		

令和5年度9月補正予算 社会教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
15-2-8	教育費国庫補助金	201	登録有形文化財建造物修理等事業費 補助金	201
16-2-1	総務費県補助金	32	山形県市町村総合交付金 (県指定史跡等事務費)	32
16-2-7	教育費県補助金	△ 2,736	学校・家庭・地域の連携協働推進事 業費補助金	△ 2,736
18-1-3	教育費寄附金	1,000	スポーツ振興費寄附金	1,000
22-1-6	教育債	△ 71,400	社会教育施設改修事業債	△ 71,400
計		△ 72,903		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 5- 1	社会教育総務費	△ 10, 272	職員給与費	△ 9, 198
			謝金	△ 869
			費用弁償	△ 74
			消耗品費	△ 96
			保険料	△ 22
			使用料及び賃借料 電算機器等借上料	△ 13
10- 5- 2	市民プラザ費	321	修繕料 太陽光発電設備蓄電システム修繕 第一ギャラリー及び第3研修室 ファンコイル修繕	453
			備品購入費	△ 132
10- 5- 3	公民館費	179	会計年度任用職員報酬	274
			会計年度任用職員手当	36
			備品購入費	△ 209
			負担金 萩野地区公民館施設管理費負担金	78
10- 5- 4	図書館費	856	修繕料 吸収式冷温水発生機燃焼部品交換 修繕	880
			備品購入費	△ 24
10- 5- 5	市民文化会館費	△ 32, 459	修繕料 楽屋口両開スチールドア修繕	157
			測量設計業務委託料 小ホール舞台照明設備改修工事实 施設設計業務委託	△ 1, 493
			工事請負費 小ホール舞台照明設備改修工事	△ 31, 123

歳出

(単位：千円)

款項目		補 正 要求額	内 訳	
10- 5- 6	文化財保護費	△ 1,152	会計年度任用職員報酬	△ 827
			会計年度任用職員手当	△ 140
			謝金	20
			費用弁償	△ 220
			消耗品費	△ 82
			手数料	△ 220
			委託料 新庄亀綾織伝承マニュアル冊子製 作業務委託	25
			測量設計業務委託料 旧農林省積雪地方農村経済調査所 改修工事基本設計業務委託	402
			使用料及び賃借料 自動車等借上料	△ 110
10- 5- 8	ふるさと歴史センター費	△ 13,630	職員給与費	1,046
			会計年度任用職員報酬	285
			会計年度任用職員手当	37
			工事請負費 空調設備改修工事	△ 14,998
10- 5- 9	雪の里情報館費	336	修繕料 冷温水発生機1号機Vバンド交換 修繕 2階ホール窓ハンドル修繕 雪室投入口蓋改修	479
			備品購入費	△ 143
10- 5-10	わくわく新庄費	660	修繕料 非常灯交換修繕	462
			指定管理委託料 わくわく新庄指定管理委託	198
10- 5-11	社会体育費	8,155	職員給与費	7,085
			会計年度任用職員報酬	63
			会計年度任用職員手当	7
			負担金 新庄リレーマラソン大会実行委員 会負担金	1,000

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 5-12	体育施設費	11,153	修繕料 市民球場ダックアウト排水詰まり 修繕 テニスコート駐車場照明増設修繕 市民スキー場圧雪車点検整備修繕 市民スキー場ペアリフト制動装置 油圧ユニット修繕	7,496
			工事請負費 北辰屋内運動場浄化槽解体工事	3,657
10- 5-13	山屋セミナーハウス 費	874	会計年度任用職員報酬	29
			会計年度任用職員手当	4
			修繕料 消防設備修繕（火災通報装置） 厨房内給湯配管更新修繕	665
			手数料	176
計		△ 34,979		

議案第39号

新庄市行政評価実施規程の一部を改正する訓令について

新庄市行政評価実施規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

新庄市行政評価実施規程の一部を改正する訓令

新庄市行政評価実施規程（平成15年訓令第21号、議会訓令第8号、教育委員会訓令第8号、選挙管理委員会訓令第6号、監査委員訓令第7号、農業委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市が行う行政活動を評価し公表するシステムを構築することにより、市民への説明責任の遂行」を「行政評価に関する基本的な事項を定め」に、「行政の透明性の確保、行財政の効率化推進、職員の政策形成能力の向上並びに予算編成及び新庄市総合計画の進行管理への活用を図るため、必要な事項を定める」を「行政運営の透明性の確保及び行財政の効率化の推進を図る」に改める。

第2条第1号中「行い、その結果を行政活動の改善につなげる」を「行う」に改め、同条第2号中「政策を実現するための手段として実施される個々の行政活動」を「総合計画に掲げる施策」に改め、同条第3号中「実施される個々の行政活動」を「実施する事務又は事業」に改める。

第3条の見出し中「の種類」を削り、同条中「種類」の次に「及び対象となる事務事業」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 事後評価 実施機関の長が必要と認める事務事業
- (2) 事前評価 市が新たに企画立案する事業（以下「新規事業」という。）のうち実施機関の長が必要と認めるもの

第4条から第7条までを次のように改める。

（実施時期）

第4条 事後評価は、事務事業の実施年度の翌年度に実施する。

2 事前評価は、新規事業の予算要求前に実施する。

（評価の方法）

第5条 実施機関の長は、事務事業の必要性、有効性及び効率性について評価を行うものとする。

2 実施機関の長は、行政評価を行うに当たっては、事務事業評価表を作成する

ものとする。

(評価結果の活用)

第6条 評価結果は、総合計画の進行管理、事務事業の整理、予算編成等に活用する。

(評価結果の公表)

第7条 市長は、事後評価の結果を公表するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案の理由

行政評価の見直しに伴い、市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の合同訓令として定めた新庄市行政評価実施規程について、所要の改正を行うものである。

議案第40号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

(別添 令和4年度新庄市教育委員会事務事業の評価説明資料)